

# 社会保険労務士白書

## 2025年版



全国社会保険労務士会連合会

JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

# はじめに

第217回通常国会において、社会保険労務士法（以下「法」という。）の一部を改正する法律案が可決、成立し、令和になって初めての第9次法改正が実現しました。本年は、昭和・平成・令和と三代にわたり積み重ねられてきた法改正の歩みを礎とし、社会保険労務士制度（以下「社労士制度」という。）にとって、新たなる時代の扉を開く起点の年となるものであります。

社労士制度が法制化された1968（昭和43）年は、高度経済成長による労働力不足が顕著となっていた時代でした。多岐にわたる法令により複雑化する労働および社会保険に関する諸制度に通曉する国家資格者の存在が求められ、社労士制度はまさに時代の要請として創設されました。それから半世紀が経過し、先達の多大なる尽力の下、これまでに8次にわたる法改正を重ね、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という社労士制度の目的を着実に果たしてまいりました。

そのうえで、このたびの第9次法改正の趣旨は、「急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い働き方が多様化する中で、社労士が担う業務や役割の重要性が飛躍的に高まっており、このような状況を踏まえ、社労士の現在の業務や役割に相応しい規定」として整備されました。特に第1条を「目的規定」から「使命規定」へと改定した意義は、社労士が使命としているものを明定化するとともに、社労士制度および社労士による日々の実践が社会全体に対し影響を及ぼし、その公益性が顕在化することにより、社労士は自らの職務に対し、より一層の社会的使命と貢献の実感を抱くことがあります。また、この使命感は、崇高なる動機を涵養し、日々の業務遂行において意義と充足感をもたらすとともに、いかなる困難に直面する場合においても、使命への共鳴を通じて、粘り強く課題に取り組む力を醸成します。さらに、使命を共有することにより、社労士相互の連帯感は一層強固なものとなり、共通の理想と目標に向かって一致団結し、その達成に向けて一層邁進することになります。

昨今の社会経済情勢は、国内外の展開等により複雑さや不安定さが増大するなか、政府は「成長型経済の実現」と「地方創生2.0」を掲げ、取り組みを加速しています。また、「人口減少下における持続可能な経済社会の構築」と「人を中心の国づくり」を目指し、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靭で持続可能な社会を確立する等を基本方針としております。

まさに、国の方針は、社労士会のコーポレートメッセージである、「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」と一致をみるところであります。

こうした状況を踏まえ、我々社労士は、使命感を持って劇的な事業環境の変化に的確に対応しなければならず、同時に、当連合会においては、将来を展望して、社労士の使命を支え、業務を支援し、更なる社会的地位の向上を実現するための各種の事業を、絶え間なく継続して展開し、新たな価値を創造したいと考えております。

あらためて、全国約46,000人の会員一丸となって、今回の第9次法改正の趣旨・新たな使命に基づいた取り組みを推進することとし、対応を一層強化して参る所存であります。

末筆ながら、この白書により、社労士制度について、さらなるご理解をいただくことを祈念するとともに、発刊にご協力いただいた多くの方に御礼申し上げます。

2025年10月  
全国社会保険労務士会連合会  
会長 若林 正清

# 発刊にあたって

社会保険労務士制度（以下「社労士制度」という。）は 2028（令和 10）年 12 月 2 日に 60 周年を迎えます。1968（昭和 43）年の制度創設から今日に至るまで、社会保険労務士（以下「社労士」という。）は労務管理・労働社会保険諸法令に関する専門家として、社会的な信頼を着実に積み重ね、現在、全国で約 46,000 名の会員を擁するまでに成長、発展を遂げました。

近年、我が国社会は、急速な少子高齢化の進展により、経済を支える企業、とりわけその大多数を占める中小企業・小規模事業者において、人材の確保や育成、定着への対応が求められています。多様な働き方の導入、高齢者、障害者、外国人をはじめとする多様な人材の活用、育児・介護・疾病等との両立支援、人権に配慮した職場環境づくりなど、企業価値と生産性の向上への取り組みが積極的に行われています。

この取り組みの背景には、政府が「新しい資本主義」を掲げ、人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保を目指していることがあります。また、国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取り組みを推進していることがあります。さらに、「賃上げを起点とした成長型経済の実現」と「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する「地方創生 2.0」を「令和の日本列島改造」として進め、日本全体の活力を取り戻し、「新しい日本・楽しい日本」を目指す取り組みも行われています。

こうした急激に複雑化する社会の潮流において、社労士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを、その使命としています（社会保険労務士法第 1 条）。

今や、労使関係や労務管理をはじめとする労働の分野のみならず、医療、年金、介護等の社会保険、さらには福祉の分野を見据えた社会保障に関する高度の専門性を備えた社労士制度は、その専門領域に止まることなく、国と企業、労働者等の公労使を現場でつなぐ橋渡し役としての役割、各種コンプライアンスの実効性確保に向けた取り組み、そしてコンプライアンスプラスアルファに向けた支援を行っていることが国際的に高く評価されており、グローバルな視点からも、我が国のみならず、国際社会の維持・発展にどのように貢献しうるのか、大いに注目されるところとなっています。

今般、社会保険労務士法の一部を改正する法律案が可決、成立したことをも踏まえて、社労士を取り巻く様々な環境の変化と、社労士の役割について整理し、制度の概要、連合会の活動報告等、多様な資料を掲載した「社会保険労務士白書 2025 年版」を発刊する運びとなりました。

本書が、国民の皆様の社労士に対するご理解を深めていただくとともに、社労士制度のさらなる発展の一助になれば幸いです。

2025年10月  
社会保険労務士総合研究機構

所長 村田 賀之

# CONTENTS

卷頭特集 1

**改正社会保険労務士法が成立** ..... 9

卷頭特集 2

**社労士制度創設来初の  
「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査  
(パネル調査)」の調査結果を公表  
～開業社労士の多様な志向が明らかに～** ..... 15

第 1 章

## 社労士制度発展に向けた取り組み

1. デジタル対応 ..... 24
2. 社労士による労務監査業務の取り組み ..... 27
3. 人権尊重への取り組み ..... 31
4. 働き方改革への取り組み ..... 33
5. 国際的な課題への取り組み ..... 35
6. 広報に関する取り組み ..... 38
7. 社会貢献への取り組み ..... 41
8. 成年後見制度への取り組み ..... 45
9. 職業倫理向上のために ..... 48
10. 研修に関する取り組み ..... 50
11. 社労士会労働紛争解決センター<sup>(総合労働相談所、職場のトラブル相談ダイヤル事業)</sup> ..... 51
12. 社会保険労務士総合研究機構 ..... 53
13. 街角の年金相談センター ..... 57
14. 社会保険労務士賠償責任保険 福利厚生事業<sup>(全国社会保険労務士会連合会共済会)</sup> ..... 59
15. 連合会が受託している主な委託事業 ..... 60
16. 災害対応 ..... 63

第 2 章

## 社会保険労務士について

1. 社会保険労務士制度の沿革 (概要) ..... 66
2. 登録状況 ..... 68
3. 紛争解決手続代理業務試験の状況 ..... 72
4. 社会保険労務士試験の状況 ..... 74

第 3 章

## 組織・財政等

1. 連合会の事業内容 ..... 78
2. 都道府県会の事業内容 ..... 79
3. 地域協議会 ..... 79
4. 連合会の財政状況 (公益事業) ..... 80
5. 懲戒 ..... 82

第 4 章

## 関係資料等

1. 直近のプレスリリース一覧 ..... 86
2. 設置委員会・部会一覧 ..... 87
3. 2023・2024 年度の委員会・部会検討結果一覧 ..... 88
4. 都道府県社会保険労務士会一覧 ..... 98
5. 街角の年金相談センター一覧 ..... 99
6. 著作物 ..... 101
7. 労働社会保険関係法改正一覧 ..... 102